

会 議 結 果 報 告 書

- | | | | | | |
|---|--------|---------------------|----|-----|----|
| 1 | 定例会 | | | | |
| 2 | 開会日時 | 令和7年5月27日（火）午後1時20分 | | | |
| 3 | 閉会日時 | 令和7年5月27日（火）午後1時42分 | | | |
| 4 | 出席者 | 教育長
教育委員 4人 計5人 | | | |
| 5 | 議決等の状況 | 原案可決 | 1件 | 承認 | 0件 |
| | | 一部修正可決 | 0件 | 同意 | 0件 |
| | | 継続審議 | 0件 | その他 | 1件 |
| 6 | 議事録 | 別添のとおり | | | |

教育委員会定例会議事録

- 1 会議年月日 令和7年5月27日（火）
- 2 招集の場所 府中南公民館 2F 中講座室

3 出席者

教育長	新田	憲章
委員	玉井	節夫
委員	神原	謙治
委員	松本	真奈美
委員	米田	珠美

計 5人

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 教育長報告

【会議等】

- ・5月16日（金） 安芸郡教育長会議
- ・5月23日（金） 第68回広島県町教育長会定期総会
- ・5月26日（月） 令和7年度第1回西部教育事務所管内教育長、部・課長等会議

【学校教育関係】

- ・5月27日（火） 小学校運動会

【社会教育関係】

- ・5月16日（金） 図書館協議会
- ・5月27日（火） 社会教育委員の会議

日程第3 報告第4号 専決処分の報告について「教育委員会の職員の人事に関する
ことについて」

日程第4 第6号議案 令和8年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本
方針について

5 職務のため会議に出席した者

教育部長	屋敷 学	教育次長兼学校教育課長	宍田 貴
教育総務課長	宮脇 理恵	教育総務課主幹	長岡 広憲
社会教育課長	砂崎 勇介	社会教育課主幹	小路 和司
教育総務課課長補佐兼総務係長	升井 祐佳	教育総務課主査	信岡 久美

6 議事の内容

（開会 午後1時20分）

教育長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから、定例、教育委員会会議を開催します。本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのようにいたします。それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。府中町教育委員会会議規則第18条第3項の規定により、私と神原委員を指名することとしますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

では次に参ります。

日程第2、教育長報告を議題といたします。教育長報告6件です。

まず、会議等3件です。

1件目は、5月16日金曜日に熊野町で開催されました「安芸郡教育長会議」についてです。本町からは、教育長と教育次長の2名が出席しました。今年度の会議の運営方法等の確認の後、部活動地域移行や学校のDX化等の課題について協議を行いました。

2件目は、5月23日金曜日に広島市で開催されました「第68回広島県町教育長会定期総会」についてです。総会において、配付資料のとおり大会決議を行いました。ここにつけておりますので、後ほどお読みください。その後、広島県教育委員会教育長及び学校教育関連の課長と、諸課題について意見交換を行いました。

3件目は、5月26日月曜日に呉市で開催されました「令和7年度第1回西部教育事務所管内教育長、部・課長等会議」についてです。詳細については教育部長が報告します。

教育部長

教育部長です。

昨日、教育長と私と教育次長の方で、この会議の方に出席させていただきましたので、その内容について報告させていただきます。

まず、西部教育事務所の方からですね、人事異動の概要、服務規律の確保、主体的な学び、この3点の説明がありました。

その後にですね、教育長部会と、それから部長・課長等の部会、この2つに分かれて、それぞれ安全・安心な学校づくりの推進ということをテーマにして、各市町の教育委員会の方から取組状況の紹介をされました。

報告は以上になります。

教育長

次に、学校教育関係1件で、「小学校運動会」についてです。5月24日土曜日に開催予定としていましたが、雨のため本日午前中の開催となりました。委員の皆様には、お忙しい中ご参観いただき、誠にありがとうございます。児童は皆、元気いっぱい競技・演技に臨んでおりました。後ほど、委員の皆様にもご感想等があれば伺いたいと思っております。

教育長

次に、社会教育関係2件です。

1件目は、5月16日金曜日に開催されました「図書館協議会」についてです。詳細については社会教育課長が報告します。

社会教育課長

社会教育課長です。

図書館協議会について報告します。

会議では、令和6年度の図書館事業評価、令和7年度の図書館事業及び事前課題「町立図書館及び学校図書館等における読書環境や読書活動推進などについて思うこと」そういったテーマに基づく課題について、審議を行っております。

まず、令和6年度図書館事業評価についてです。令和6年度の入館者数や貸出点数といった基礎的な利用状況と、将来的な利用促進を図る取組状況に基づいた評価について事務局から報告し、意見交換を行いました。

次に、令和7年度図書館事業について事務局から報告し、意見交換を行いました。

最後に、先ほどの事前課題のテーマに基づいて、委員での意見交換を行っております。町立図書館の展示における評価や、照度、照明の明るさですね、照明の明るさの点検、それから予約リクエスト機能の周知に係る意見など、そういった意見が出たとともにですね、府中緑ヶ丘中学校で2年ぶりに朝読書活動を再導入されて、学級文庫から本を手取る生徒の姿が見られるようになり、4月の学校図書館の貸出状況が増加しているといった報告がございました。

引き続き、より親しみやすい図書館、読書環境・読書活動推進に努めていくよう協議をされました。

報告は以上です。

教育長

2件目は、本日午前中に開催されました「社会教育委員の会議」についてです。詳細については社会教育課長が報告します。

社会教育課長

社会教育課長です。

社会教育委員の会議について報告します。

会議では、まず、議長・副議長の選任を行い、令和6年度取組と今後の方向性について、令和7年度社会教育関係事業費及び社会教育関係補助金について、審議を行いました。

まず、議長・副議長の選任についてですが、議長に田中委員、副議長には小柴委員が選任されました。

次に、令和6年度取組と今後の方向性については、令和6年度の公民館活動や図書館活動、芸術・文化活動、スポーツ振興に関し、実績値を用いて説明を行うとともに、取組後の課題について今後の方向性を説明し、審議いただきました。

最後に、令和7年度社会教育関係事業費及び社会教育関係補助金について、令和7年度の社会教育関係の事業内容と予算額、また、社会教育関係団体への補助金の目的と予算額について説明し、審議いただきました。

なお、社会教育関係団体への補助金交付に際しては、社会教育委員の会議の意見を聴くことが法令化されていますが、本会議において了承をいただきましたので、6月中旬ごろに各団体へ補助金を交付する予定としています。

説明は以上です。

教育長

報告は以上です。

それでは「会議等」について、何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

「学校教育関係」でございますが、運動会にご出席いただきましたので、ご感想等がありましたらお願いします。

松本委員

今日私は、南小学校と東小学校と中央小学校に行って参りました。だいたいひとつの学校1時間くらい見れたかなと思うんですけど、それぞれにやはり学校がテーマを決めておられて、そのテーマに向けて子ども達がほんとに一生懸命取り組んでる姿に感動しております。東小学校で、徒競走というんですか、高学年5・6年生が「0.1秒速く走ろう」というような形で、PTAの方かな、きちっと走り方を教えてくださる方に指導を受けて、ほんとに走り方がとても綺麗で、見ごたえがあったなと思ひまして、やはり指導されているところと、していないところで、見ごたえが違うなと感じました。

続いてですね、南小学校は低学年の競技しか見れなかったの、ほんとに可愛かったです。ほんとに暑い中、一生懸命やってくれてたのを感じてとても感動しました。

先ほど、12時過ぎに終わった中央小学校の運動会なんですけど、6年生で涙がうるっとくるぐらい、最後の表現ですかね、それが最後の思いを子どもたちがめいめいっばい表現する、先生の思い、先生の関わりをすごい感じて、先生と生徒がひとつになった表現を見てすごい感動して、終わった後に必ず校長先生が、「よかったよ、よかったね」って言って、必ず子ども達に声をかける姿にもとても感動しました。ほんとにやりきったなっていう素晴らしい運動会だったなあと思います。

以上です。

神原委員

私は、北小と府中小学校に行ってきたんですけども、まず両校とも言えたのは、土曜日が雨で延期になったっていうのが、保護者がかなりの数来られていたのに、平日だったので私が驚いた、その原因じゃないですけども、両方の校長先生にもお話を聞くと、早い段階で土曜日が中止というのが決まっていたので、恐らく親御さんも、早い段階でこの火曜日を、会社を休むという連絡ができたんじゃないか、そういった意味では非常に良かったんじゃないかというのは言われていました。

で、まず最初に北小の方に行ったんですけども、北小と府中小でいうと当然数の規模が全然違う中でですね、北小ですごく印象的だったのが、綱引きを丁度見た時に、綱引きをするだけでなく、綱引きを1試合戦った後に、一回そこで音楽が流れて子ども達が踊るんですよ、なので、綱引きだけでなく、更にその間で踊って、表現をするっていう、半日だけの少ないプログラムの中でも、そういった少しでも親御さんに楽しんでもらう、そういった内容を先生達が組み込んでるんだなっていうのをすごく感じました。

で、府中小の方は規模が大きいので、迫力が全然違いますよね、5年生6年生の応援団、その下級生達がやっているその種目に対して応援をね、必死で熱がこもってやっている意味ではすごく感動的でした。

あと、府中小の方はですね、保護者の方がやっぱり当然多いので、いかに撮影ができるかということで、自分達の子どもがいる時には、カメラで前の位置に行けて、次の時には順番、順番に回っていくという独自の方法、これはコロナ禍の時に距離を保つという意味でこう考えられたらしいんですけども、それがやはり保護者の方に好評で、それをずっと続けられて、それぞれの学校の特色が見れて常に良かったです。

以上です。

教育長

土曜日中止の分では、どのように対応したかというのは。

学校教育課長

そうですね、土曜日の中止については、学校の方でもやっぱり早くお伝えしたいということで、早くから検討を始めとったんですけれども、16時の段階で連絡網「コードモン」を使って、全ての保護者の方にお伝えしたということでございます。

教育長

金曜日ですよ、勤務時間が終わる前にわかってたんで対応できたんじゃないでしょうか。

よろしいですか、他にございませんか。

(なし)

教育長

「社会教育関係」について、何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

これ去年は、議長さんが来て報告されたんですが、その時は米田議長さんですね、どうされますかね、教育委員会の報告は。

社会教育課長

現時点では、まだちょっと、すぐには。

教育長

もし、しないということになると、事務局から報告されますか。

社会教育課長

そうですね、まだ2か月先ぐらいの日程でやるときいていたので、今調整中で。ただ今日一応報告させていただいたので。

教育長

教育委員会には、事務局がこういうことをやったとかではなくて、社会教育委員のご意見を、議長さんが報告されないなら事務局から報告された方がいいと思います。どちらでも構いませんけど。

教育長

では次に参ります。日程第3、報告第4号「専決処分の報告について「教育委員会の職員の人事に関する事について」」を議題といたしますが、その前にお諮りします。

日程第3については、職員の人事に関する案件であるため、非公開が適当と考えます。非公開とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第3については非公開とします。なお、資料は後ほど回収させていただきます。では、関係者以外の退席を求めます。

(関係者以外退席)

(非公開)

(退席者着席)

教育長

では次に参ります。日程第4、第6号議案「令和8年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第6号議案、令和7年5月27日、「令和8年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」、令和8年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、学校教育課長が行います。

学校教育課長

学校教育課長です。

第6号議案について説明します。

まず、教科用図書には大きく分けて、文部科学大臣の検定を受けた、「検定済教科用図書」、文部科学省が著作の名義を有する、「文部科学省著作教科用図書」と、小・中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成する等の場合、学校教育法附則第9条第1項の規定により特例として教科用図書として使用が認められる、いわゆる「一般図書」の3つがあります。

このうち「検定済教科用図書」と「文部科学省著作教科用図書」については、採択期間の4年間、小学校については令和6年度から9年度まで、中学校については令和7年度から10年度までは原則として同じ教科用図書を採択すると定められておりますので、今年度も同じ教科用図書を採択し、令和8年度に特別支援学級で使用する一般図書について、必要に応じ新たに採択することとなります。

別紙をご覧ください。

1 採択の基本です。

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本町の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

また、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合したものを採択する。

これを採択の基本とします。

2 適正かつ公正な採択の確保、3 開かれた採択の推進、4 方法、組織及び手続については記載のとおりで、4 (1) に原則として昨年度採択したものと同一のものを採択。

(2) に学校教育法附則第9条第1項の規定による特別支援学級で使用する一般図書について記載しています。

なお、今後の手続きですが、まず各学校が設置する教科書選定会議等で、教科用図書を種目ごとに選定し採択権者である府中町教育委員会に提出、府中町教育委員会は、4 (2) に従い採択するといった流れとなります。

説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第４、第６号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決します。

教育長

以上で、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉会いたします。

(閉会 午後１時４２分)